

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J－A d v i s e r 及び担当 F－A d v i s e r の名称】

【担当 J－A d v i s e r 及び担当 F－A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J－A d v i s e r 及び担当 F－A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J－A d v i s e r 及び担当 F－A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2026 年 2 月 27 日

株式会社樋口総合研究所
(Higuchi Consulting Co., Ltd.)

代表取締役社長 樋口 陽平

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目 12 番 6 号
VIA ビル 7F

042- 702-9780 (代表)

取締役管理本部長 吉森 祐太

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

<https://www.phillip.co.jp/>

03-3666-2321

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

株式会社樋口総合研究所

<https://www.higuchi-consulting.com/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

証券会員制法人福岡証券取引所

<https://www.fse.or.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおいては、J-Adviser及びF-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviser及びF-Adviserを選任する必要があります。J-Adviser及びF-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期中間期	第16期中間期	第14期	第15期
会計期間	自2024年6月1日 至2024年11月30日	自2025年6月1日 至2025年11月30日	自2023年6月1日 至2024年5月31日	自2024年6月1日 至2025年5月31日
売上高 (千円)	559,435	527,303	967,718	1,115,948
経常利益 (千円)	21,547	43,067	51,361	50,313
中間（当期）純利益 (千円)	14,144	28,336	37,654	36,759
純資産額 (千円)	580,302	644,299	570,867	609,636
総資産額 (千円)	766,254	901,472	728,598	798,912
1株当たり純資産額 (円)	193.43	214.77	190.29	203.21
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間（当期） 純利益 (円)	4.71	9.45	12.55	12.25
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益 (円)	—	9.41	—	—
自己資本比率 (%)	75.7	71.5	78.4	76.3
自己資本利益率 (%)	2.5	4.5	6.8	6.2
株価収益率 (%)	—	25.4	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△5,487	△37,993	△23,489	4,168
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△644	△52,100	△5,235	100,338
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	97,200	—	—
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (千円)	343,406	461,151	349,538	454,045
従業員数 (人)	185	164	178	185

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第14期、第15期中間会計期間及び第15期の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないことから、記載しておりません。
3. 第14期、第15期中間会計期間及び第15期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
6. 第14期及び第15期中間期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。また、第15期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。さらに、第16期中間期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場

規程の特例」第 128 条第 3 項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 127 条第 3 項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年11月30日現在

従業員数(人)	164
---------	-----

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は従業員数の 100 分の 10 未満であるため、記載を省略しております。
2. 当社はITエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）における我が国経済は、エネルギー価格や原材料価格の高止まりによる物価上昇圧力が継続する中、金利動向を背景とした為替相場の変動など、不安定な外部環境の影響を受けました。一方で、雇用・所得環境は総じて底堅く推移しており、政府による各種経済対策の効果も相まって、個人消費には緩やかな持ち直しの動きが見られました。また、訪日外国人客数は引き続き回復基調にあり、インバウンド需要の拡大が宿泊・小売・サービス関連産業を中心に下支えとなりました。これらの要因を背景に、国内経済は一部に不透明感を残しつつも、全体としては緩やかな回復基調で推移いたしました。

情報サービス産業におきましては、人手不足やコスト上昇への対応を背景に、企業の生産性向上、事業拡大及び競争力強化を目的としたシステム投資への意欲は、当中間会計期間を通じて引き続き高い水準を維持いたしました。特に、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を目的とした基幹システムの刷新や、AI等の先進技術を活用した業務の高度化・効率化に対する需要は拡大基調にあり、データ活用や業務プロセス改革に関する引き合いも継続して増加しております。一方で、海外経済の減速懸念や金融市場の変動を背景に、一部の顧客企業においては、IT投資の実行時期や規模について慎重な判断を行う動きも見られました。

これらの結果、当中間会計期間の経営成績につきましては、売上高は527百万円（前年同期比5.7%減）、営業損失は7百万円（前年同期は営業利益1百万円）、経常利益は43百万円（前年同期比99.9%増）、中間純利益は28百万円（前年同期比100.3%増）となりました。

なお、当社はITエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は461百万円（前事業年度末比7百万円増加）となりました。

各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フローの状況）

営業活動の結果支出した資金は37百万円（前年同期 営業活動の結果支出した資金は5百万円）となりました。これは主に、税引前中間純利益の計上43百万円、売上債権の減少額24百万円等の増加要因があったことに対し、投資有価証券売却益60百万円、未払金及び未払費用の減少額15百万円、未払消費税等の減少額17百万円等の減少要因があったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フローの状況）

投資活動の結果支出した資金は52百万円（前年同期 投資活動の結果支出した資金は0百万円）となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入229百万円等の増加要因があったことに対し、投資有価証券の取得による支出276百万円等の減少要因があったためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フローの状況）

財務活動の結果獲得した資金は97百万円（前年同期は該当事項なし）となりました。これは長期借入れによる収入100百万円の増加要因があったことに対し、長期借入金の返済による支出2百万円の減少要因があったためであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社は IT エンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業の名称	販売額	前年同期比(%)
ITエンジニアリング事業（千円）	527,303	△5.7
合計（千円）	527,303	△5.7

(注) 相手先別の販売実績につきましては、総販売実績に対して、100 分の 10 を超える相手先がありませんので記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年8月29日に公表した発行者情報に記載した「事業者のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market 及び証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場 Fukuoka PRO Market における当社株式の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しています。

当社では、2023年3月22日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する事業年度に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(c)の場合の区分に従い、当該(a)から(c)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づ

く整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
 - c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合((3) bの規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
- (6) 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。
- (7) 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- (8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- (9) 虚偽記載又は不適正意見等
- 次のa又はbに該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- (10) 法令違反及び上場規程違反等
- 甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- (11) 株式事務代行機関への委託
- 甲が株式事務を東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- (12) 株式の譲渡制限
- 甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- (13) 完全子会社化
- 甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- (14) 指定振替機関における取扱い
- 甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- (15) 株主の権利の不当な制限
- 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた

場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（甲が純粋持株会社である場合は、主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- (1) いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- (2) 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- (3) 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を東京証券取引所に通知しなければならない。

(2) F-Adviser との契約について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行なっております証券市場 Fukuoka PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 F-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2025 年 10 月 16 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 F-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 F-Adviser を確保できない場合、当社株式は Fukuoka PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<F-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という）はF-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において（上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する事業年度に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(c)の場合の区分に従い、当該(a)から(c)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であつて、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合
甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
 - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- (4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わない。
再建計画とは次の a ないし c の全てに該当する。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- (5) 事業活動の停止
甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。
なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
(a) Fukuoka PRO Market の上場株券等
(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合
当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
- (6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は、有価証券報告書等につき、特例及び法令等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（甲が純粋持株会社である場合は、主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議

又は決定。

- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(18) 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が福岡証券取引所に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<F-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- (1) いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- (2) 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- (3) 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を福岡証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は601百万円で、前事業年度末に比べ11百万円減少しております。現金及び預金の増加78百万円、売掛金の減少24百万円、預け金の減少71百万円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は299百万円で、前事業年度末に比べ114百万円増加しております。ソフトウェア仮勘定の増加4百万円、投資有価証券の増加113百万円、繰延税金資産の減少3百万円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は189百万円で、前事業年度末に比べ7百万円増加しております。1年内返済予定の長期借入金の増加36百万円、未払費用の減少10百万円、未払消費税等の減少17百万円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は68百万円で、前事業年度末に比べ60百万円増加しております。長期借入金の増加60百万円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は644百万円で、前事業年度末に比べ34百万円増加しております。当中間会計期間の中間純利益の計上による利益剰余金の増加28百万円、その他有価証券評価差額金の増加6百万円がその変動要因であります。

(3)経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1)業績」に記載の通りであります。

(4)キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除去等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年2月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	9,000,000	3,000,000	3,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所 (Fukuoka PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	12,000,000	9,000,000	3,000,000	3,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2021年4月9日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2025年11月30日)	公表日の前月末現在 (2026年 1 月31日)
新株予約権の数（個）	25, 056	25, 056
新株予約権のうち自己新株予約権 の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種 類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	25, 056（注） 1	25, 056（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1 株140（注） 2	1 株140 （注） 2
新株予約権の行使期間	自 2023年 4 月17日 至 2031年 4 月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額（円）	発行価格 140 資本組入額 70	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時におい ても、当社又は当社又は当社関係会社 の取締役、監査役又は従業員その他こ れに準ずる地位にあることを要する。 但し、任期満了による退任、定年退職 等の正当な理由がある場合、その他正 当な理由があると当社の取締役会が認 めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の相続人による本新株 予約権の行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会 の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権 の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない

新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年4月9日（注）	2,997,000	3,000,000	—	30,000	—	—

（注）株式分割（1：1,000）によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

2025年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
樋口 陽平	神奈川県相模原市南区	2,999,000	99.97
株式会社GOOYA	東京都渋谷区渋谷1丁目17番4号 PMO渋谷10階	1,000	0.03
計	—	3,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,000,000	30,000	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,000,000	—	—
総株主の議決権	—	30,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2021年4月9日臨時株主総会決議）

決議年月日	2021年4月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3人 当社監査役 1人 当社従業員 60人 社外協力者 16人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【株価の推移】

【最近6か月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高（円）	—	240	—	—	—	—
最低（円）	—	240	—	—	—	—

（注） 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）における取引価格であります。

2. 当社株式は、2025年7月4日付で東京証券取引所（TOKYO PRO Market）に上場いたしましたので、それ以前の株価については該当ありません。

3. 2025年8月から2025年11月までにおいては売買実績がないため、記載しておりません。

4 【役員の状況】

2025年8月29日に公表した発行者情報の提出後、当中間会計期間に係る発行者情報の提出日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第2種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人コスモスによる中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 5 月 31 日)	当中間会計期間 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	351,574	429,830
売掛金	154,824	130,542
前払費用	4,052	4,798
未収入金	446	5,096
預け金	102,470	31,321
その他	48	97
流動資産合計	613,417	601,687
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	27,731	26,510
工具、器具及び備品（純額）	1,674	1,518
有形固定資産合計	※ 1 29,406	※ 1 28,029
無形固定資産		
ソフトウェア仮勘定	—	4,900
無形固定資産合計	—	4,900
投資その他の資産		
投資有価証券	※ 2 127,418	※ 2 241,354
長期前払費用	44	—
差入保証金	6,638	6,638
繰延税金資産	21,988	18,862
投資その他の資産合計	156,089	266,855
固定資産合計	185,495	299,784
資産合計	798,912	901,472

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 5 月 31 日)	当中間会計期間 (2025年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,764	11,314
1年内返済予定の長期借入金	—	36,400
未払金	52,908	49,900
未払費用	52,615	41,866
未払法人税等	6,934	14,717
未払消費税等	27,654	9,714
預り金	29,142	25,185
流動負債合計	182,020	189,098
固定負債		
長期借入金	—	60,800
資産除去債務	7,255	7,274
固定負債合計	7,255	68,074
負債合計	189,276	257,172
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	592,835	621,172
利益剰余金合計	592,835	621,172
株主資本合計	622,835	651,172
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△13,198	△6,873
評価・換算差額等合計	△13,198	△6,873
純資産合計	609,636	644,299
負債純資産合計	798,912	901,472

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024 年 6 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日)		当中間会計期間 (自 2025 年 6 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日)	
売上高		559,435		527,303
売上原価		436,497		419,067
売上総利益		122,937		108,235
販売費及び一般管理費	※ 1	121,107	※ 1	115,393
営業利益又は営業損失 (△)		1,830		△7,158
営業外収益				
受取利息		737		819
受取配当金		390		455
投資有価証券売却益		22,889		60,188
その他		10		158
営業外収益合計		24,027		61,621
営業外費用				
支払利息		—		147
投資有価証券売却損		9		—
上場関連費用		4,300		10,447
その他		1		800
営業外費用合計		4,310		11,395
経常利益		21,547		43,067
税引前中間純利益		21,547		43,067
法人税等	※ 2	7,402	※ 2	14,730
中間純利益		14,144		28,336

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2024 年 6 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日）

（単位：千円）

（単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余 金 合計				
		繰越利益 剰余金					
当期首残高	30,000	556,076	556,076	586,076	△15,208	△15,208	570,867
当中間期変動額							
中間純利益		14,144	14,144	14,144			14,144
株主資本以外の 項目の当中間期変 動額（純額）					△4,709	△4,709	△4,709
当中間期変動額 合計	－	14,144	14,144	14,144	△4,709	△4,709	9,434
当中間期末残高	30,000	570,221	570,221	600,221	△19,918	△19,918	580,302

当中間会計期間（自 2025 年 6 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日）

（単位：千円）

（単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余 金 合計				
		繰越利益 剰余金					
当期首残高	30,000	592,835	592,835	622,835	△13,198	△13,198	609,636
当中間期変動額							
中間純利益		28,336	28,336	28,336			28,336
株主資本以外の 項目の当中間期変 動額（純額）					6,325	6,325	6,325
当中間期変動額 合計	－	28,336	28,336	28,336	6,325	6,325	34,662
当中間期末残高	30,000	621,172	621,172	651,172	△6,873	△6,873	644,299

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	21,547	43,067
減価償却費	1,414	1,377
受取利息及び受取配当金	△1,128	△1,274
支払利息	—	147
投資有価証券売却益	△22,889	△60,188
投資有価証券売却損	9	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△22,242	24,282
前払費用の増減額 (△は増加)	△4,731	△746
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△347	△332
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,173	△1,450
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	11,698	△15,209
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△211	△17,940
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	8,947	△3,956
その他	△296	62
小計	△6,057	△32,162
利息及び配当金の受取額	1,115	1,264
利息の支払額	—	△147
法人税等の支払額	△4,193	△6,948
法人税等の還付額	3,647	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,487	△37,993
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	—	△4,900
投資有価証券の取得による支出	△149,400	△276,476
投資有価証券の売却による収入	148,755	229,268
投資有価証券の払戻による収入	—	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	△644	△52,100
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	—	△2,800
長期借入れによる収入	—	100,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	97,200
現金及び現金同等物の増加額 (△は減少)	△6,132	7,106
現金及び現金同等物の期首残高	349,538	454,045
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 343,406	※ 461,151

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18 年
----	--------

工具、器具及び備品	5～15 年
-----------	--------

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の主要な事業であるITエンジニアリング事業においては、ソフトウェアの開発設計及び運用保守サービスを派遣契約又は準委任契約に基づいて顧客へ提供しております。これらはエンジニアの労働力を契約期間にわたって顧客に提供することを主な履行義務としております。顧客との契約に基づいて役務を提供するため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務の提供期間に応じて契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(表示方法の変更)

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の流動負債の増減額」に含めて表示しておりました「未払消費税等の増減額」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することとしております。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の流動負債の増減額」に表示していた 8,736 千円は、「未払消費税等の増減額」△211 千円、「その他の流動負債の増減額」8,947 千円として組み替えております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025 年 5 月 31 日)	当中間会計期間 (2025 年 11 月 30 日)
有形固定資産の減価償却累計額	10,178 千円	11,555 千円

※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「投資有価証券」に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025 年 5 月 31 日)	当中間会計期間 (2025 年 11 月 30 日)
投資有価証券	104,197 千円	222,801 千円

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前中間会計期間 (自 2024 年 6 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2025 年 6 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日)
役員報酬	17,960 千円	18,500 千円
給与手当	34,254	24,207
減価償却費	1,414	1,377

※2 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2024年 6 月 1 日 至 2024年11月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	3,000,000	—	—	3,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当中間会 計期間末	
第1回ストック・ オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2025年 6 月 1 日 至 2025年11月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	3,000,000	—	—	3,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当中間会 計期間末	
第1回ストック・ オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前中間会計期間 (自 2024年 6 月 1 日 至 2024年11月30日)	当中間会計期間 (自 2025年 6 月 1 日 至 2025年11月30日)
現金及び預金勘定	343,099 千円	429,830 千円
預け金	307	31,321
現金及び現金同等物	343,406	461,151

(注)「預け金」は証券会社に対しての一時的な預け入れであり、随時引き出し可能であることから現金及び現金同等物に含めております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等の元本確保を基本とした運用を行うほか、有価証券等運用規程に基づき、株式を中心とした有価証券投資を行っております。資金調達については、銀行借入により必要な資金を調達しております。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に資金運用目的で取得した上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

②市場リスク（市場価格及び金利の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

借入金については、市場金利の動向を定期的に把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次単位での支払予定を把握するとともに、適時に資金状況を確認し、手許流動性を維持し、かつ借入計画を適切に管理することにより、流動性リスクに対処しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当中間会計期間末における特段の信用リスクの集中はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年5月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 その他有価証券	127,418	127,418	—
資産計	127,418	127,418	—

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「預け金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

当中間会計期間（2025年11月30日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 その他有価証券	236,354	236,354	—
資産計	236,354	236,354	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	97,200	97,200	—
負債計	97,200	97,200	—

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「預け金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、上表の「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間会計期間（千円）
非上場株式	5,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数回使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
前事業年度（2025年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	117,582	—	—	117,582
債券	—	9,836	—	9,836
資産計	117,582	9,836	—	128,418

当中間会計期間（2025年11月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	226,503	—	—	226,503
債券	—	9,851	—	9,851
資産計	226,503	9,851	—	236,354

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（2025年5月31日）
該当事項はありません。

当中間会計期間（2025年11月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	—	97,200	—	97,200
負債計	—	97,200	—	97,200

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2025 年 5 月 31 日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの			
株式	34,534	31,846	2,688
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	34,534	31,846	2,688
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの			
株式	83,047	105,573	△22,525
債券	9,836	10,000	△164
その他	—	—	—
小計	92,883	115,573	△22,689
合計	127,418	147,419	△20,001

当中間会計期間 (2025 年 11 月 30 日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの			
株式	78,050	72,060	5,990
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	78,050	72,060	5,990
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの			
株式	148,453	164,844	△16,391
債券	9,851	10,000	△149
その他	—	—	—
小計	158,304	174,844	△16,540
合計	236,354	246,904	△10,549

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額 5,000 千円) については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションに係る費用計上及び科目名

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

(資産除去債務)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
期首残高	7,218千円	7,255千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	37	18
期末残高	7,255千円	7,274千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ITエンジニアリング事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質から収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ITエンジニアリング事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2024 年 6 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間会計期間(自 2025 年 6 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年5月31日)	当中間会計期間 (2025年11月30日)
1株当たり純資産額	203.21円	214.77円

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
1株当たり中間純利益	4.71円	9.45円
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	14,144	28,336
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	14,144	28,336
普通株式の期中平均株式数(株)	3,000,000	3,000,000
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	9.41円
中間純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	10,440
(うち、新株予約権(株))	—	(10,440)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権(普通株式43,176株) これらの詳細については、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	—

(注) 1. 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないことから、記載しておりません。

2. 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、TOKYO PRO Marketでの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

当社は、当中間会計期間末後、2025 年 12 月 16 日開催の取締役会において借入による資金調達を決議し、以下のとおり借入を実行いたしました。

1. 資金の借入の概要

- ・借入先：株式会社りそな銀行
- ・借入金額：100 百万円
- ・借入実行日：2025 年 12 月 19 日
- ・最終返済期日：2028 年 12 月 19 日
- ・支払金利：変動金利
- ・返済方法：元金均等返済
- ・担保・保証：無担保・無保証
- ・資金の用途：事業運営及び成長投資へ資金の拡充
- ・財務制限条項：なし

2. 資金の借入の概要

- ・借入先：株式会社りそな銀行
- ・借入金額：150 百万円
- ・借入実行日：2025 年 12 月 19 日
- ・最終返済期日：2028 年 12 月 19 日
- ・支払金利：変動金利
- ・返済方法：元金均等返済
- ・担保・保証：無担保・神奈川県信用保証協会の保証
- ・資金の用途：事業運営及び成長投資へ資金の拡充
- ・財務制限条項：主な財務制限条項は以下のとおりであります。
 - ①借入期間の最終事業年度及びその前事業年度における損益計算書の当期純利益を、連続して損失としないこと。
 - ②借入期間の最終事業年度の貸借対照表の負債が、資産を上回らないようにすること。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月27日

株式会社樋口総合研究所
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 櫻井 真由美

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社樋口総合研究所の2025年6月1日から2026年5月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社樋口総合研究所の2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月27日

株式会社樋口総合研究所
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**
愛知県名古屋市中区

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 櫻井 真由美

中間監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社樋口総合研究所の2025年6月1日から2026年5月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社樋口総合研究所の2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に

影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。